

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十八号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の六第一項中「第四十四条において準用する場合を含む。」の下に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。